

後進地域開発特例法適用団体農地耕作条件改善事業交付金関係開発指定事業補助率差額金交付要綱

平成31年3月29日付 30農振第4025号

農林水産事務次官

- 第1 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号。以下「特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体（以下「適用団体」という。）が行う同法第2条第2項第12号の開発指定事業のうち農地耕作条件改善事業交付金に関するもの（以下「農地耕作条件改善事業交付金関係開発指定事業」という。）について同法第3条の規定により国が負担する通常の負担割合（以下「通常負担割合」という。）を超えてその経費を負担することとなる場合におけるその超える部分の額（以下「補助率差額金」という。）の交付に関しては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和36年政令第258号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。
- 第2 第1の農地耕作条件改善事業交付金関係開発指定事業は、都道府県が実施する農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号）別表の区分の欄の2（1）、（4）及び（6）に係る事業とする。
- 第3 適正化法第5条の規定に基づき、補助率差額金の交付を申請しようとする適用団体は、当該団体の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣。以下同じ。）が定める期日までに申請書（別記様式正副3部）を当該団体の区域を管轄する地方農政局長に提出しなければならない。
- 第4 地方農政局長は、適正化法第6条第1項及び第3項の規定により補助率差額金の交付を決定する場合、適用団体に通知する。
- 第5 地方農政局長は、適正化法第15条の規定により額を確定する場合、適用団体に通知する。

附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以降に実施した農地耕作条件改善事業交付金関係開発指定事業について、この要綱により措置するものとする。

別記様式（第3関係）

平成 年度補助率差額金申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道にあっては、農林水産大臣）

県（都道府）知事 氏 名 印

平成 年度において補助金の額の確定の通知のあった農地耕作条件改善事業交付金関係開発指定事業について、後進地域開発特例法適用団体農地耕作条件改善事業交付金関係開発指定事業補助率差額金交付要綱第1の補助率差額金として金 円を交付されたく、下記関係書類を添えて申請する。

記

1. 補助率差額金精算書（第1表）
2. 補助率差額金算定明細書（第2表）

（第1表）

平成 年度補助率差額金精算書

〇〇県

事業名	平成 年度（前年度）		平成 年度補助率差額		摘要
	精 算 額		引上後の 補助金の額 C	交付申請額 C - B	
	事業費確定額 A	補助金確定額 B			
	円	円	円	円	
農地耕作条件改善事業					

（注）C欄には、引上後の国庫補助金の額を記入のこと。

(第2表)

平成〇〇年補助率差額金算定明細書

県

区 分	国庫負担率 引上げ前後 の区分	事業費 確定額	国		市町村		その他		摘 要
			補助金 負担率	県 費 負担率	分担金 負担率	分担金 負担率	分担金 負担率	分担金 負担率	
農地耕作条件改善事業 地域内農地集積型	引上げ前(A)								補助金の通知年月日 及び番号
	引上げ後(B)		()	() ()	() ()	() ()	() ()		
〇〇地区	引上げ前(A)								
	引上げ後(B)		()	() ()	() ()	() ()	() ()		
〇〇地区									
高収益作物転換型 〇〇地区	引上げ前(A)								
	引上げ後(B)		()	() ()	() ()	() ()	() ()		
〇〇地区									
農地集積推進型 〇〇地区									
〇〇地区									
計	引上げ前(A) 引上げ後(B)		()	() ()	() ()	() ()	() ()		

- (注) 1 区分の欄は、農地耕作条件改善事業交付金事業実施地区ごとに記載すること。
- 2 「引上げ前(A)」の項には、この要綱に基づく措置をする以前における通常の各欄の該当金額又は率を記載すること。
- 3 「国」の「負担率」の欄の()には、2により記載した通常の率に特例法第3条第1項に定める数(以下「引上率」という。)を乗じて得た率を記載し、その以外の欄の()にはこれに基づき所用の調整をした該当金額又は率を記載すること。
- 4 「引上げ後(B)」の項には、3により記載した「県」の「負担率」の欄の適用事業(事業の一部が対象事業とされている事業についてはその事業)における()の数値(以下「改訂県負担率」という。)が10%以上あるときは3により記載した各欄の該当金額または率を記載し、改訂県負担率が10%未満であるときは「県」の「負担率」の欄を10%とし、これに基づいて所要の調整をして各欄の該当金額又は率を記載すること。